

# 東京石桜同窓会々則

第1条（名称）本会は東京石桜同窓会と称する。

第2条（目的）本会は会員相互の情報交換及び親睦を図り、交誼を厚くし、母校の繁栄に寄与することを目的とする。

第3条（会員）本会会員は、旧制・新制岩手中学、岩手高校の卒業生と在籍したことのある者で構成する。

2 本会に名誉会員を置くことができる。

第4条（事業）本会は目的遂行のため次の事業を行う。

1、総会及び懇親会の開催

1、名簿の発行

1、その他必要と認めた事項

第5条（総会）本会は年1回総会を開催する。

第6条（役員）本会に次の役員を置く。

会長——1名、 副会長——3名

常任理事

理事——各学年1名以上若干名

監事——2名、 事務局員——若干名

本会に常任理事会の推薦により名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

2（役員役割）

会長 会を代表し、その統括をする。

副会長 会長を補佐し、不在の時は代行する。

常任理事 常任理事会を構成し、会の事業の企画運営実施を行う。

理事 学年を代表し、その統括と伝達を行う。

監事 会の会計監査を行う。

参与 常任理事会に助言を行う。

事務局 広報並びに会の事業の事務を行う。

3（役員選出）

会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

任期は2年とし、再任をさまたげない。

副会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

任期は2年とし、再任をさまたげない。

常任理事 理事の中から会長・副会長が協議の上指名する。

理事 学年毎に選出する。

監事 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

事務局 本会の事務局を株三田商店東京支店に置く。

第7条 本会の会則の改正は総会の決議による。

附 則

1 本会則は昭和58年11月6日より施行する。

2 改訂 平成10年9月26日

3 改訂 平成26年9月26日